

# 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

## 第11回本部員会議

### 次 第

日時 令和2年5月14日(木)

午後8時30分～

場所 県庁5階 502会議室

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 協 議

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対策の取組状況について

① 県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組みについて

② 新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口の設置について

③ 県民県内お出かけキャンペーン・県民泊まって応援キャンペーンについて

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況について

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除について

(4) 5月15日以降の本県の対応について

① 営業の自粛(休業)について

② 外出の自粛要請について

③ 県立学校再開に係る対応について

(5) その他

#### 4 閉 会

令和 2 年 5 月 14 日

## 県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施結果 〔4月25日（土）～5月10日（日）・16日間〕

ゴールデンウィーク期間中においても、利用者・台数は総じて低水準で推移し、県域を越えた不要不急の移動自粛は相当程度浸透しているものと考えられる。

### 1. 道 路（3箇所）〔実施時間 10:00～16:00〕

#### ◇山形蔵王PA（山形道）

・土日、休日よりも平日の利用者が多く、主にビジネス需要によるものと思われる。

#### ◇寒河江SA（山形道）

・初めの土日と5/5の利用者がやや多いものの、全体として低水準で推移。

#### ◇道の駅・米沢

・利用者の多い特異日（5/5、5/7）はあるものの、期間を通じて、低水準で推移。

	山形蔵王PA	寒河江SA	道の駅・米沢	計
停車台数	1,649 台 (103.1 台/日、17.2 台/h)			
人 数	2,360 人 (147.5 人/日、24.6 人/h)	1,080 人 (67.5 人/日、11.3 人/h)	885 人 (55.3 人/日、9.2 人/h)	4,325 人
チラシ受取台数	1,553 台			
人 数	2,245 人	856 人	777 人	3,878 人
検温実施台数	1,604 台			
人 数	2,247 人	939 人	791 人	3,977 人

### 2. 鉄 道（2箇所）〔実施時間 8:20 着～23:26 着の概ね 10 時間の範囲内〕

#### ◇山形駅、米沢駅

・列車 1 本あたりの利用人数は、期間を通じて少なく、特に米沢駅では極めて低水準で推移。

	山形駅（到着 169 本）	米沢駅（到着 149 本）	計
乗客人数	989 人 (61.8 人/日、5.9 人/本)	398 人 (24.9 人/日、3.6 人/本)	1,387 人
チラシ受取人数	836 人	316 人	1,152 人
検温実施人数	989 人	398 人	1,387 人

### 3. 空 港（2箇所）〔実施時間 8:05 着便～21:20 着便〕

#### ◇山形空港、庄内空港

・期間を通じて、極めて低水準ではあるものの、庄内空港においては、1 便あたり 20 人を超える日も見られる。

	山形空港（到着 31 便）	庄内空港（到着 16 便）	計
乗客人数	214 人 (16.5 人/日、6.9 人/便)	283 人 (17.7 人/日、17.7 人/便)	497 人
チラシ受取人数	183 人	253 人	436 人
検温実施人数	214 人	283 人	497 人

合計	啓発対象	6,209 人	うちチラシ受取人数	5,466 人
	検温対象	6,209 人	うち検温実施人数	5,861 人

◆県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の日別実績

(4/25~5/10)

	4/25 (土)	4/26 (日)	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水・祝)	4/30 (木)	5/1 (金)	1週間 平均
①道路								
山形蔵王PA								
停車台数	110	88	163	183	96	136	105	125.9
1時間あたり台数	18.3	14.7	27.2	30.5	16.0	22.7	17.5	21.0
寒河江SA								
啓発人数	105	98	61	52	43	41	59	65.6
1時間あたり人数	17.5	16.3	10.2	8.7	7.2	6.8	9.8	10.9
道の駅・米沢								
啓発人数	35	29	22	33	52	39	58	38.3
1時間あたり人数	5.8	4.8	3.7	5.5	8.7	6.5	9.7	6.4
②鉄道								
山形駅								
列車あたり人数	5.2	5.0	5.8	8.2	5.5	5.7	8.1	6.3
米沢駅								
列車あたり人数	1.8	1.0	2.1	3.4	2.4	3.3	2.8	2.4
③空港								
山形空港								
1便あたり人数	4.6	7.7	4.5	6.0	7.5	9.0	6.0	6.1
庄内空港								
1便あたり人数	14.0	19.0	10.0	18.0	23.0	24.0	17.0	17.9
	5/2 (土)	5/3 (日・祝)	5/4 (月・祝)	5/5 (火・祝)	5/6 (水・休日)	5/7 木	5/8 金	1週間 平均
①道路								
山形蔵王PA								
停車台数	68	88	95	84	66	104	101	80.2
1時間あたり台数	11.3	14.7	15.8	14.0	11.0	17.3	16.8	13.4
寒河江SA								
啓発人数	56	78	71	92	71	64	64	73.6
1時間あたり人数	9.3	13.0	11.8	15.3	11.8	10.7	10.7	12.3
道の駅・米沢								
啓発人数	45	58	39	88	48	111	52	55.6
1時間あたり人数	7.5	9.7	6.5	14.7	8.0	18.5	8.7	9.3
②鉄道								
山形駅								
列車あたり人数	5.8	3.6	4.2	4.6	6.5	5.0	4.9	5.0
米沢駅								
列車あたり人数	3.7	2.7	1.2	1.6	2.9	3.7	2.6	2.5
③空港								
山形空港								
1便あたり人数	7.0	3.5	7.0	8.0	14.0	-	-	7.9
庄内空港								
1便あたり人数	24.0	9.0	12.0	9.0	24.0	27.0	11.0	15.6
	5/9 土	5/10 日	2日間 平均	全期間 平均				
①道路								
山形蔵王PA								
停車台数	110	52	81.0	103.1				
1時間あたり台数	18.3	8.7	13.5	17.2				
寒河江SA								
啓発人数	62	63	62.5	67.5				
1時間あたり人数	10.3	10.5	10.4	11.3				
道の駅・米沢								
啓発人数	66	110	88.0	55.3				
1時間あたり人数	11.0	18.3	14.7	9.2				
②鉄道								
山形駅								
列車あたり人数	5.7	10.1	7.6	5.9				
米沢駅								
列車あたり人数	2.6	5.6	3.9	2.7				
③空港								
山形空港								
1便あたり人数	-	14.0	14.0	6.9				
庄内空港								
1便あたり人数	16.0	26.0	21.0	17.7				

※鉄道と空港については、啓発活動した列車本数、到着便数が日によって違うため、平均値で表示しています。

以上

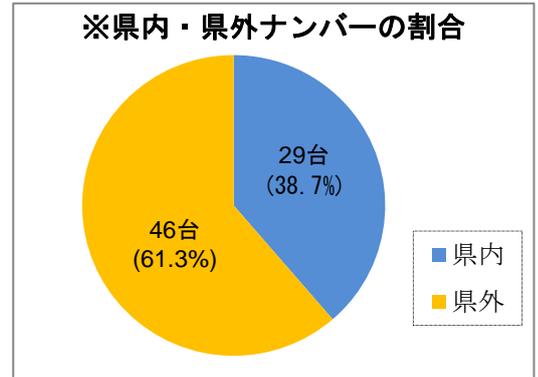
## 県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施結果 〔5月13日（水）〕

### 1. 道路 [実施時間 10:00~16:00]

#### ◇ 山形蔵王PA（山形道）

- ・山形蔵王ICで降りる車とPAを利用する車を対象に、チラシを配布し啓発活動を行うとともに任意での体表面温度の測定を実施。

	山形蔵王PA	本格実施平均
停車台数	75台(12.5台/h)	103.1台(17.2台/h)
人数	97人(16.1人/h)	147.5人(24.6人/h)
チラシ受取台数	64台	
人数	81人	
検温実施台数	69台	
人数	86人	



### 2. 鉄道 [実施時間 10:00~16:00]

#### ◇ 山形駅

- ・新幹線で到着した乗客を対象に、改札付近でサーモグラフィーによる体表面温度の測定を行うとともに、乗客にチラシを配布し、啓発活動を実施。

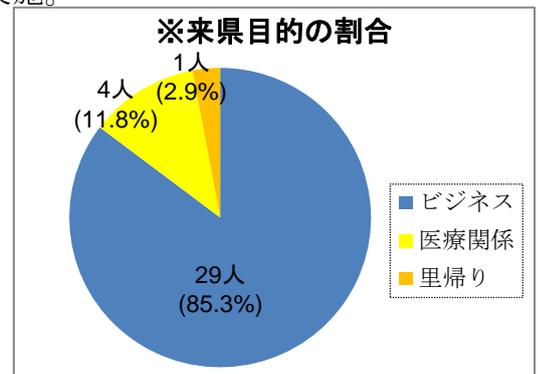
	山形駅（到着8本）	本格実施平均
乗客人数	57人(7.1人/本)	61.8人(5.9人/本)
チラシ受取人数	49人	
検温実施人数	57人	

### 3. 空港 [実施時間 12:05 着便]

#### ◇ 庄内空港

- ・航空機で到着した乗客を対象に、到着口でサーモグラフィーによる体表面温度の測定を行うとともに、乗客にチラシを配布し、啓発活動を実施。

	庄内空港	本格実施平均
乗客人数	37人(37人/便)	17.7人(17.7人/便)
チラシ受取人数	33人	
検温実施人数	37人	



合計 啓発対象	191人	うちチラシ受取人数	163人
検温対象	191人	うち検温実施人数	180人

## 事業継続相談窓口の設置について

### 1 目的

新型コロナウイルスの影響が長く続き、終息が見えない中、経営者や事業者は資金繰りや雇用の維持など多くの課題や悩みに直面している。

そのような状況下にある経営者や事業者の事業継続を応援するため、事業の見通しや事業承継、資金繰りなどの様々な相談に対応する「事業継続相談窓口」を各総合支庁に設置する。

### 2 設置日および設置場所

- 設置日：令和2年5月12日（火）
- 設置場所：各総合支庁地域産業経済課

### 3 相談ダイヤル（受付時間：8:30～17:15）

- 村山総合支庁地域産業経済課 ☎023-621-8439
- 最上総合支庁地域産業経済課 ☎0233-29-1306
- 置賜総合支庁地域産業経済課 ☎0238-26-6097・6045
- 庄内総合支庁地域産業経済課 ☎0235-66-5494

### 4 相談体制

- 地域コーディネーター（各2名）を含めた職員が相談を受付（5月は土日も対応）
- 相談内容に応じて、県企業振興公社の「よろず支援拠点」のコーディネーター13名が事業継続策を事業者と共に考え助言
- 「よろず支援拠点」の助言を踏まえ、地域の商工会・商工会議所と総合支庁・市町村が連携し、事業者の実情に則した伴走型の支援を継続実施

以上

# 山形県は事業継続を応援します!!

県内の中小企業・小規模事業者

## 事業継続相談窓口 (4総合支庁に設置)

事業継続の相談

事業継続のための課題解決と伴走支援

- 相談内容
- 事業の見通しについての相談
  - 事業承継の相談
  - 資金繰りの相談
- など

地域の身近な相談窓口

### 村山総合支庁

地域産業経済課  
・地域コーディネーター  
☎ 023-621-8439

商工会議所(2)

市町(14)

商工会(12)

事業継続のための課題解決と伴走支援

地域の身近な相談窓口

### 最上総合支庁

地域産業経済課  
・地域コーディネーター  
☎ 0233-29-1306

商工会議所(1)

市町村(8)

商工会(2)

事業継続のための課題解決と伴走支援

山形県企業振興公社

### 《事業継続策の指導・助言》 よろず支援拠点

〔13名のコーディネーターに対し、  
新たに地域担当制を導入〕

連携

連携

連携

連携

地域の身近な相談窓口

### 置賜総合支庁

地域産業経済課  
・地域コーディネーター  
☎ 0238-26-6097・6045

商工会議所(2)

市町(8)

商工会(6)

事業継続のための課題解決と伴走支援

地域の身近な相談窓口

### 庄内総合支庁

地域産業経済課  
・地域コーディネーター  
☎ 0235-66-5494

商工会議所(2)

市町(5)

商工会(4)

事業継続のための課題解決と伴走支援

- ・事業引継ぎ支援センター（事業承継相談）
  - ・商工業振興資金
  - ・雇用調整助成金
  - ・専門家派遣
  - ・取引斡旋
  - ・設備貸与
  - ・再生支援協議会
  - ・スーパートータルサポート補助金（中央会・商工連）
  - ・プロフェッショナル人材戦略拠点
- 等の制度を全面活用

県産業労働部：県内企業等が直面する課題を受け、必要となる施策を投入

# 県民県内お出かけキャンペーン・県民泊まって応援キャンペーンについて

## 1 県民県内お出かけキャンペーン

### (1) 概要

県民（県内居住者）が県内の観光立寄施設で2,000円分利用できるクーポン（お出かけクーポン）を1,000円で発行（合計50,000枚）

### (2) 販売・利用開始

#### ①第1弾

- ・販売枚数：12,500枚
- ・販売・利用開始日：5月15日（金）
- ・販売・利用施設：県内観光立寄施設

#### ②第2弾

- ・販売枚数：17,500枚
- ・販売・利用開始日：5月23日（土）
- ・販売・利用施設：県内観光立寄施設 ※ 現在募集中

#### ③県内旅行代理店で販売 ※ 準備が整い次第

- ・販売枚数：20,000枚
- ・販売方法：県内の旅行代理店において、旅行商品として宿泊割引クーポンとセットで販売

## 2 県民泊まって応援キャンペーン

### (1) 概要

県民（県内居住者）が事前に指定した県内の旅館・ホテルで利用できる5,000円分の宿泊割引クーポンを発行（合計50,000枚）

### (2) 応募受付

#### ①個人申込み

- ・販売枚数：30,000枚
- ・県民から宿泊したいホテル・旅館の応募受付：  
5月15日（金）～5月31日（日）（応募多数の場合は抽選による）
- ・応募方法：インターネット・はがき（はがき付きチラシの配布）
- ・宿泊予約の受付：6月第1週目から受付開始

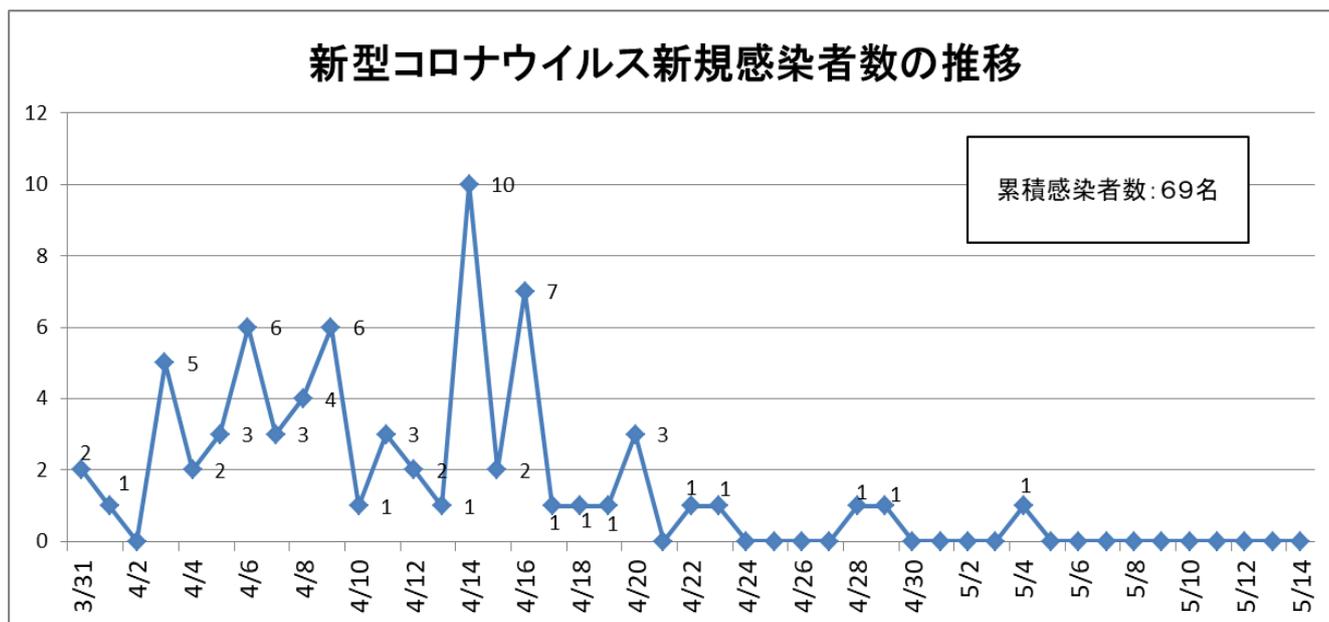
#### ②県内旅行代理店で販売 ※ 準備が整い次第

- ・販売枚数：20,000枚
- ・販売方法：県内の旅行代理店において、旅行商品としてお出かけクーポンとセットで販売

令和 2 年 5 月 14 日

## 新型コロナウイルス感染症の現状

## 1 感染者の推移



## 2 入院患者数（5月14日現在）

病院名	県立中央病院	公立置賜総合病院	日本海総合病院	その他	合計
病床数	50	20	50	30	150
現在の入院患者数	4	1	1	5	11
空床率	92.0%	95.0%	98.0%	83.3%	92.7%

## 3 PCR検査実施数（1月31日～5月14日まで）

2, 525件（うち新規陽性69件）・・・東北で最多

以上

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 2 年 5 月 14 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

## 記

## (1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（北海道及び京都府については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

## (2) 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県  
の区域とする。

## (3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更点について

別添

令和2年5月14日

<p>現 行（5月4日付け） （本県位置付け：特定都道府県）</p>	<p>変更後（5月14日付け） （本県位置付け：緊急事態措置の対象とならない都道府県）</p>
	<p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 （略）</p> <p>以上を踏まえて、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>上記以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>⑤ 緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合、外出の自粛や施設の使用制限等は基本的に解除されることになるが、その場合においても、感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる。新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行するものとする。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強いまん延防止対策等を講ずる。</p>

<p style="text-align: center;">現 行（５月４日付け） （本県位置付け：特定都道府県）</p>	<p style="text-align: center;">変更後（５月１４日付け） （本県位置付け：緊急事態措置の対象とならない都道府県）</p>
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （３）まん延防止     １）外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）</p> <p>    ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は法第 24 条第 9 項等に     基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移     動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す     とともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴     う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促     す。</p> <p>    このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三     つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛する     よう促すものとする。</p> <p>    ２）催物（イベント等）の開催制限</p> <p>    全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が     整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求め     る。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を     講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応す     る。</p>	<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （３）まん延防止     ６）緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする     相対的にリスクの高い都道府県との間の人々の移動は、感染拡大防     止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが     発生しているような施設や、「三つの密」がある場についても、外     出を避けるよう呼びかけること。</li> <li>・ 全国的かつ大規模な催物等(一定規模以上のもの)の開催につい     ては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、     主催者に慎重な対応を求めること。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">現 行（５月４日付け） （本県位置付け：特定都道府県）</p>	<p style="text-align: center;">変更後（５月１４日付け） （本県位置付け：緊急事態措置の対象とならない都道府県）</p>
<p>3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）</p> <p>② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。</p> <p>その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること</li> <li>・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を要請すること。</li> </ul>

令和 2 年 5 月 1 4 日

## 企業等への営業自粛（休業）の要請等について（案）

### 1 営業自粛（休業）の要請について

接待を伴う飲食店及び全国でクラスターが発生した施設に対して求めている、5月11日（土）からの営業自粛（休業）の要請については、5月14日（木）をもって終了とする。

### 2 感染防止対策の徹底について

今後、各業界団体が作成する「業種別の感染拡大防止ガイドライン」に基づき感染防止のための取組みを適切に行うよう依頼する。

接待を伴う飲食店及び全国でクラスターが発生した施設に対しては、徹底した感染防止対策に取り組むよう依頼する。

## 県立学校再開に係る対応について(案)

- 今月末に予定されていた緊急事態宣言解除の前倒しを踏まえ、学習保障を更に拡大していくため、5月18日から1週間の準備期間\*を経て、5月25日(月)から、授業実施の面からの本格的な学校再開を目指していくこととする。
- 各学校において、「新しい生活様式」の実施を徹底するとともに、新たな「3密」対策を講ずるなど、引き続き、感染防止対策を講じながら、指導の拡充を図っていく。なお、政府の基本的対処方針の変更やガイドラインの改訂、他県の取組み状況等を踏まえ、対策の改善を図っていく。

※ 5月18日からの1週間は、本格的再開に向けて、学習指導計画の見直しや学校行事を含む年間計画の見直し検討を行う。

## [段階的な学校再開方針の見直し方向]

期間	現行		見直し後	
	1人当たりの登校日数	実施内容等	1人当たりの登校日数	実施内容等
5/11(月) ～15(金)	【準備期間】 週2回程度	学習・生活指導 (3時間以内)	同左欄	同左欄
5/18(月) ～22(金)	【部分的再開前期】 週3回程度	授業 (3時間以内)	【本格的再開に向けた準備期間】 週5回程度(+2回)	同左欄
5/25(月) ～6/5(金)	【部分的再開後期】 週5回	授業 (3時間程度)	【本格的な再開】 ★6/8を前倒し	授業 (通常どおり) なお一部制限あり

## (本格的再開後の主な留意事項)

- 教室における新たな「3密」対策として、身体的距離の確保のための机の配置の工夫、教員の飛沫感染対策のためのフェイスシールドやビニールシートの活用等、各学校の状況に応じた対策を講じる。
- 登下校時の列車利用に係る時差通学を継続することを原則とする。
- 部活動については、時差通学や補習の状況を踏まえながら、引き続き、実施方法を検討していく。
- 児童生徒に対し、「新しい生活様式」の定着に向けた行動変容を促すとともに、当面の間、他県との往来を自粛した学校活動を行う。
- 職員室においても身体的距離の確保に努めるとともに、公私共に不要不急の県外との往来は控えることとする。

以上